

滋賀県コロナ対策重点措置

資料 2

(令和4年2月7日)

基本的な感染対策の徹底 ~ ワクチン接種後も感染対策の継続を ~

- 手洗い、マスクの着用、密の回避(換気、距離の確保)などの徹底を！
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意を！(別紙1参照)
- 家庭での感染対策の徹底を！(別紙2参照)

外出について

- 不要不急の都道府県間の移動は控えて！
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は控えて！

会食について

- 会食はいつも一緒にいる人と認証店舗でマスク会食・同一テーブル4人以内・2時間までを目安とするなど感染リスクを下げる工夫を！(別紙3、4参照)



ワクチン接種について

- 追加接種の接種券が届いた方・未接種の方は、発症予防・重症化予防等の観点から、ワクチンの種類にかかわらず前向きな接種の検討を！
- 特に、65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方は、早めの接種の検討を！

クラスターが多く発生している施設での感染対策の徹底

(学校) (県立学校については別添1のとおり)

- 各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、自粛の検討を！
- 部活動についても、各教科等における活動の制限に準じ、感染リスクの高い活動は自粛の検討を！

(保育所等)

- 発熱等の症状がある場合は登園しない
- 遊具や玩具等を共用する場合には、こまめな消毒、交換等の徹底を！
- 食事の場面では、前後の手洗いを徹底し、可能な範囲で机を向かいあわせにしない等の対応の徹底を！

(高齢者福祉施設等) (詳細は別添2のとおり)

- 高齢者福祉施設等の従事者に対する、集中的・一斉的な検査の積極的な利用を！
- 職員は普段の生活から自己の感染予防および健康観察に注意を！
- 食事介助・入浴支援時におけるマスク着用など、入所者や他の職員に感染させないような介護や行動を！
- ワクチン接種がまだの場合は、職員を含めた接種の検討を！

(事業所)

- テレワーク・時差出勤の積極的な活用など職場での感染対策の徹底を！(別紙5参照)
 - 狭い空間での打ち合わせなど換気が悪い場所での集団行動に注意しよう！
 - 休憩・更衣時など気の緩みや環境の変化が生じる場面に注意しよう！
- BCP(業務継続計画)の点検・策定を！

既に進めている医療提供体制等の強化

1. 医療提供体制の強化

- 計画上の最大病床数487床を運用できるよう医療機関に要請
- 滋賀県安心ケアステーションを1月21日から運用開始
- 病床ひっ迫時における入院勧告・措置の対象者の臨時的な取扱いの運用
- コントロールセンターの人員体制や移送手段の増強により感染拡大に対応できる入院・搬送調整機能を維持

2. 自宅療養者の治療体制の整備

- 対応可能な医療機関をリスト化し往診やオンラインによる診療を実施
 - 対応可能な医療機関 300機関
- 経口治療薬の投与体制の構築
 - 登録医療機関 297機関、対応薬局数 192箇所
- 症状等に応じた定期的・継続的な健康観察の実施
 - 対応可能な訪問看護ステーション 56箇所
- 急変時にケアを行う見守り観察ステーションを整備
 - 県立病院 2床、長浜市立湖北病院 1床
- 食料支援等の生活支援の強化
 - 食料品の毎日の配送体制を整備し、市町と連携して生活支援

3. 検査体制の拡大

- クラスタを早期探知するイベントベースサーベイランス事業の受付条件緩和
 - 高齢者施設や学校等で一人でも風邪様症状者がいれば実施
- 高齢者施設等の一斉検査の開始
 - 感染者の急増を受け、高齢者施設等の従事者に対する一斉検査を実施
- PCR等無料検査実施事業者の拡大

4. ワクチン接種の推進

- 追加接種(3回目接種)の加速化支援

事業者支援

- 国の事業復活支援金に加え、
次の3つの柱で支援

①事業継続に対する支援

感染拡大の影響を受け、売上が減少した県内事業者の事業継続のため、国の事業復活支援金に上乗せ給付

②感染回避のための宿泊に対する支援

家庭内等での感染回避のため、一時的に県民等が県内宿泊施設を利用することへの支援(陽性者や濃厚接触者は除く。)

③資金繰りに対する支援

商品の仕入れ、代金決済等に要する運転資金や補助金等が交付されるまでのつなぎ資金について、「短期事業資金(コロナ枠)」により、引き続き支援(融資限度額1,000万円)

※今後、詳細を決定の上、必要な予算については議会に諮り速やかに対応

県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応

県立学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」※における地域の感染レベルはレベル2を継続し、これを踏まえて学校活動を行う。

※文部科学省の衛生管理マニュアルを踏まえ、県教育委員会
が定めた学校の行動基準

県立学校等の主な取り組み内容

○各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動(※)」については、実施しない
※児童生徒が、長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等

○部活動は、各教科等における活動の制限に準じ、感染リスクの高い活動(※)は控える
※ 近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動等

○修学旅行は、感染防止対策を最優先とし、訪問地等の状況把握を行った上で、適切に判断する

○びわ湖フローティングスクールは、地域の感染状況を踏まえて、乗船校と協議の上決定する

高齢者福祉施設等の皆様

【感染防止対策徹底のお願い】

- 新型コロナウイルス陽性者および濃厚接触者の有無に関わらず、高齢者福祉施設等では、職員と利用者に咽頭痛や咳などの風邪症状がないことの確認を！
- 職員は、利用者との会話もしくは接触する際は、①マスク着用、②距離の確保、③フェイスシールドなどによる目の防護および④換気の強化を！
- 入浴介助での暑さ・息苦しさからマスクを外したり、食事介助で必要以上に顔を近づけないように！
- 介護の前後で手洗いもしくは手指衛生を！
- 職員の食事・休憩・更衣・喫煙場所でも距離の確保と換気の徹底を！
- 食事場所や共用スペースで人が集まる時は、①利用者間に1m以上の距離を確保し換気の追加を！
- 介護現場における感染対策の手引き（第2版）（厚生労働省）の確認を！

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

- ワクチン接種の取組がまだの施設は、職員を含めて、早めの接種の検討を！

オミクロン株は比較的軽症と言われていますが、高齢者は他の年代より重症化リスクが高くなっています。今一度、施設での感染症対策、個人での感染予防について確認を！

【集中的・一斉的検査の利用のお願い】

- 高齢者福祉施設等の従事者に対する、集中的・一斉的な検査の積極的な利用を！

感染リスクが高まる



「5つの場面」

① 飲酒を伴う懇親会

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



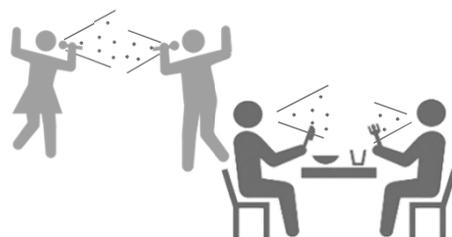
② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



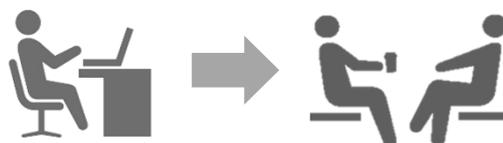
④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



⑤ 仕事から休憩室などへの居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



家族を守るために 家庭で気を付けていただきたい

4つのポイント

ポイント①

家庭に持ち込まない



- ✓ 会食する際には**感染予防**をし、いつも**一緒にいる人と認証店舗**で

ポイント②

家庭内で
拡げない



普段接しない人とのマスクなしでの会話をした場合や、風邪などの症状がある場合は、

- ✓ 食事の**時間をずらす**
- ✓ 部屋を**分ける**
- ✓ 同室で過ごす場合は**マスクの着用**

ポイント③

車の中でも
感染対策を



- ✓ **適度な換気**
(エアコンを外気導入にし、窓を開ける)
- ✓ **マスクを着用**

ポイント④

基本的な感染
対策も十分に



- ✓ 帰宅時および**飲食前には手洗い**
- ✓ **咳エチケットの実践**
- ✓ **タオルの共有をしない**
- ✓ 部屋の定期的な**換気**
- ✓ こまめな**共有部分の消毒**

コロナに負けない
健康づくりを

+1



- ✓ **栄養や休養**をしっかりとる
- ✓ **適度な運動**の実施
- ✓ **ストレス**をためない

感染を防ぎ楽しく**飲食**するために
気を付けていただきたい

3つのポイント

誰と

ポイント①



- ✓ 会食する際には**感染予防**をし、いつも**一緒にいる人と認証店舗**で

どこで

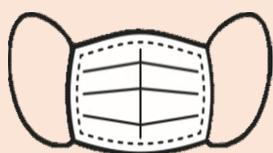
ポイント②



- ✓ 適切な換気や消毒など基本的な感染対策ができている**認証店舗**で
- ✓ **座席やテーブルの配置は十分な距離**をおいて（密接な状況は特に注意を）
- ✓ 車内で飲食する際は**黙食と換気**を

どうやって

ポイント③



- ✓ **会話**の時は**マスク着用**
- ✓ 箸やコップを使い回さない
- ✓ **適度な酒量で大声**を出さず、**静かに**
- ✓ 体調が悪い場合は参加しない
- ✓ 少人数（同居家族を除き、できるだけ一卓あたり4人までに）・短時間（2時間まで）を目安で
- ✓ 『もしサポ滋賀』のQRコードの読み取りを

飲食店に気を付けていただきたい

5つのポイント **+1**

ポイント①

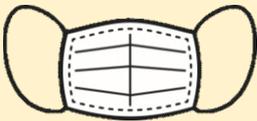
入店時に消毒を



- ✓ 入店時に**アルコール**による**手指消毒**の確認をしましょう
- ✓ 咳などの風邪症状がある場合には、入店をお断りする旨の**掲示**をしましょう

ポイント②

食事中以外はマスク着用を



- ✓ 食事中以外は、**必ずマスク**を着用するよう案内しましょう
- ✓ **従業員も必ずマスク**を着用しましょう
(フェイスシールドやマウスシールドだけでは不十分です。)

ポイント③

十分な距離の確保を



- 飛沫感染予防のため
- ✓ 全ての座席で対面距離を**1 m以上確保**しましょう
 - ✓ **パーティション**などで区切りましょう

ポイント④

十分に換気を



- ✓ できるかぎり**常時換気**をしましょう
- ✓ できない場合は、30分に1回以上数分程度、**2方向の窓を全開**にしましょう

ポイント⑤

接客サービスは距離の確保を



- ✓ 接待する従業員も**1 m以上間隔**を確保しましょう
- ✓ お酌等はやめましょう
- ✓ カラオケ時は、**2 m以上間隔**を確保し、マスクを着用しましょう

飲食店認証制度の認証を

+1



- ✓ 「**みんなでつくる滋賀県安心・安全店舗認証制度**」の認証を受けましょう
- ✓ 「**もしサポ滋賀**」のQRコードの読み取りをお願いします

職場内感染を防ぐ

(別紙5)

4つのポイント

Point 1

出勤前後



- ✓ 体調に違和感がある場合は出勤を控える
- ✓ 会食する際には感染予防をし、いつも一緒にいる人と認証店舗で

Point 2

工作中



- ✓ 体に不調を感じた時は早めに申告
- ✓ 職場内でも適宜、手洗い・消毒・換気
- ✓ 対面で会話をするときにはマスクの着用や仕切りの設置
- ✓ 車内でもマスクの着用と換気を

Point 3

休憩時



- ✓ 会話の際はマスク着用
- ✓ 休憩・更衣・食事の時間をずらす
- ✓ 休憩時や喫煙時など一息つく場面では特に注意

Point 4

新しい働き方の実践



- ✓ テレワーク勤務の活用
- ✓ ローテーション勤務の活用
- ✓ 時差出勤の活用
- ✓ 会議はオンラインで

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項に基づく要請について

令和4年(2022年)2月7日
滋賀県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記のとおり協力の要請を行う。

記

1 感染対策の徹底

- ・ 基本的な感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用、密の回避など)
- ・ 会食はいつも一緒にいる人と認証店舗でマスク会食・同一テーブル4人以内・2時間までを目安とするなど感染リスクを下げる工夫をして行う。
- ・ 家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒等、感染対策を徹底
- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。特に、換気が悪い場面での集団行動、気の緩みや環境の変化が生じる場面に注意。
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

2 施設・事業所における感染防止策の徹底等

- ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の積極的な活用など職場での感染対策を徹底
- ・ 職員に風邪症状を認めた場合、自宅で静養できる体制の確認
- ・ 多数の職員が濃厚接触者、陽性者となった場合のBCP(業務継続計画)の点検・策定を行う。

(学校)

- ・ 各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、自粛を検討
- ・ 部活動についても、各教科等における活動の制限に準じ、感染リスクの高い活動は自粛を検討

(保育所等)

- ・ 遊具や玩具等を共用する場合には、こまめな消毒、交換等を徹底
- ・ 食事の場面では、前後の手洗いを徹底し、可能な範囲で机を向かいあわせにしない等の対応を徹底

(高齢者福祉施設等)

- ・ 高齢者福祉施設等の従事者に対する、集中的・一斉的な検査の積極的に利用
- ・ 職員は普段の生活から自己の感染予防および健康観察に注意
- ・ 食事介助・入浴支援時におけるマスク着用など、入所者や他の職員に感染させないような介護や行動を行う。
- ・ ワクチン接種がまだの場合は、職員を含めた接種を検討

3 外出について

- ・ 不要不急の都道府県間の移動は控える。
- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は控える。

4 イベント開催について(当面の間)

(1) イベントを開催する場合は以下の目安で開催

<基本的な考え方>

必要な感染防止策が担保される場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする。

時期	感染防止安全計画(※1)を策定したイベント	左記以外のイベント
当面の間	【人数上限】 収容定員まで	【人数上限】 ① 収容定員 10,000 人超 ⇒収容定員の 50% ② 収容定員 10,000 人以下 ⇒5,000 人

	【収容率】 100%	【収容率】 大声あり ^(※2)	50%以内 〔収容定員が設定されていない場合は 十分な人と人との間隔(最低1m)〕
		大声なし	100%以内 〔収容定員が設定されていない場合は 人と人が接触しない程度の間隔〕

※1 大声なし、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超の大規模イベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を検討・記載し、県がその内容の確認および必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの

※2 「大声」を「観客等が、①通常より大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

(2) 感染防止安全計画の策定等について

- ① 感染防止安全計画を策定にあたり、県 HP を確認の上、所要の手続きを行うこと。
- ② 感染防止安全計画を策定したイベントは、イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書(県 HP に掲載の様式)を県に提出すること。
- ③ 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、感染防止策等のチェックリスト(県 HP に掲載の様式)を作成・公表し、イベント終了日より1年間保管すること。

(3) 業種別ガイドラインについて

イベント主催者等は、(2)の策定等に関わらず、業種別ガイドラインの対策を実践すること。

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

- 電話番号:077-528-1344
- 開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

5 検査受検について(～当面の間)

- ・ 感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方(※)は、無料検査実施事業者での検査を受検

※ 滋賀県在住者。ワクチン接種の有無は問わない。